

福岡県地域医療医師奨学金の貸与を受けた医師の勤務等に関する要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、福岡県地域医療医師奨学金貸与条例（平成 22 年福岡県条例第 6 号。以下「条例」という。）及び福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則（平成 22 年福岡県規則第 28 号。以下「規則」という。）を運用するにあたり、福岡県地域医療医師奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けた医師の勤務等が円滑に行われることを目的に必要な事項を定めるものとする。

(研修先及び勤務先に係る基本方針)

第二条 知事は、奨学金の貸与を受けた医師の研修先及び勤務先となる医療機関等について、県の地域医療に貢献しつつ、必要な知識と経験を積み、キャリア形成を行うことが可能となるよう配慮するものとする。

(キャリア形成支援)

第三条 前条の内容を実現するため、知事は、奨学金の貸与を受けた医師のキャリア形成上の不安解消及び医師確保が困難な診療科等の解消を目的とする就業に係るプログラム（以下「キャリア形成プログラム」という。）を策定し、奨学金の貸与を受けた者に対し周知のうえ、キャリア形成プログラムを適用することについて同意を得るものとする。

2 キャリア形成プログラムは、奨学金制度の趣旨に従い地域医療に従事すると同時に、知事が指定する診療科等において、一般社団法人日本専門医機構（以下、「機構」という。）が認定する専門医資格の取得等のキャリア形成が可能な就業とする。

3 奨学金の貸与を受けた医師は、医師免許取得後、条例第二条第二号に規定する指定期間が終了するまでの間、キャリア形成プログラムに基づき就業するものとする。

4 キャリア形成プログラムに基づき勤務する医療機関等は、次に掲げるものとする。

一 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修

同項に規定する医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院

二 前号に規定する臨床研修修了後

ア 機構が認定する専門研修プログラムにおける専門研修施設

イ 奨学金の貸与を受けた者の事情、目的等から、県が必要と認める医療機関等

(県外医療機関等での勤務等)

第四条 前条第 4 項第二号の規定の適用にあたり、県外医療機関等で勤務することが必要と認められる場合、当該医療機関等への勤務等の開始の日の属する月から当該医療機関等への勤務等の終了の日の属する月までの月数については、条例第二条第四号に規定するやむを得ない理由があると認められる期間に該当するものとし、同条第二号に規定する指定期間には含まないものとする。

(休職及び停職の期間の取扱い)

第五条 奨学金の貸与を受けた医師が、休職(産前・産後休業、育児休業及び介護休業を含む。)又は停職の期間がある場合は、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数については、条例第二条第四号に規定するやむを得ない理由があると認められる期間に該当するものとし、条例第二条第二号に規定する指定期間には含まないものとする。

(育児短時間勤務に係る指定期間の取扱い)

第六条 奨学金の貸与を受けた医師が、育児短時間勤務を行った期間がある場合においては、当該育児短時間勤務を行った期間から、当該育児短時間勤務を行った期間に育児短時間勤務を行った当該医師の一週間の所定労働時間を、常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間で除して得た値を乗じて得た期間を減じた期間に相当する期間、指定期間を延長する。この場合において、計算した期間に1月未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(診療科等)

第七条 規則第三条第2項に規定する知事が必要と認める診療科等は、総合診療とする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、この要綱の施行の際、現に奨学金の貸与を受けている者及びこの要綱の施行の日以後に奨学金の貸与を受ける者について適用する。